

国官会第4117号
国官技第103号
国営整第47号
令和7年6月12日

各 地 方 整 備 局 長 殿
国 土 地 理 院 長 殿
国土技術政策総合研究所長殿

国土交通省大臣官房長
(公 印 省 略)

「建設コンサルタント業務等における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について」の一部改正について

標記について、「建設コンサルタント業務等における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について」（平成14年9月5日付け国官会第1211号、国地契第34号）の一部を下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
2 公表の対象 本通達における公表の対象は、選定要領第1の建設コンサルタント業務等並びに取扱要領第1条の測量調査及び建設コンサルタント業務等（以下「業務」という。）とする。ただし、国の行為を秘密にする必要があるもの及び予定価格が <u>200万円</u> を超えないものを除く。	2 公表の対象 本通達における公表の対象は、選定要領第1の建設コンサルタント業務等並びに取扱要領第1条の測量調査及び建設コンサルタント業務等（以下「業務」という。）とする。ただし、国の行為を秘密にする必要があるもの及び予定価格が <u>100万円</u> を超えないものを除く。

附 則

この通知は、令和7年7月1日以降に請負契約を締結する業務について適用する。